

越前町民の皆さまへ

4月7日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、東京都をはじめ、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県に緊急事態宣言が発令されました。また、それ以降には、独自で緊急事態宣言を発表する自治体も出てくるなど、日本国内は感染拡大を抑えるために重大な局面を迎えております。

4月14日、福井県においても、杉本達治知事が緊急事態宣言を発表しました。県内感染者は増え続けており院内感染の事例も見られるなど、依然として予断を許さない状況にあり、5月の大型連休を前に感染拡大を食い止めるための宣言となっております。

越前町では、2月28日（金）に感染症対策本部を立ち上げてから、情報の共有や拡大防止対策について協議を重ねております。また、区長の皆様にご協力をいただき、広報物を配布したことをはじめ、防災行政無線による町民の皆様への呼びかけ、妊婦や要支援者、福祉施設利用者のほか、各区で緊急時に使用いただくためのマスクを配布するなど、感染症にうつらない、うつさせないを目指して全庁一丸となって取り組んでまいりました。町立小・中学校は5月6日（水）までを休校とし、公共施設においても3密（密閉、密集、密接）の機会が生じると思われる施設の閉館、または貸館の中止措置をとってまいりました。

しかしながら、町民の皆様の安全と健康を守るためには、現時点で制限を緩める時期ではないと判断し、公共施設の制限期間を5月6日（水）まで延長することといたしました。また、町民の皆様のマスク不足による不安を早急に解消するため、福井県によるマスク斡旋販売（5月以降）に先駆けて4月16日（木）から、本庁及び宮崎、越前、織田コミュニティセンターで1世帯10枚を限度にマスクの販売を行います。

感染は人と人が接することで発生しております。町民の皆様による拡大防止に向けた行動の一つひとつが命を救うことに直結します。幾度のお願いになりますが、「3密（密閉・密集・密接）」の機会を避け、流行が拡大する大都市圏への旅行や不要不急な外出をお控えいただくなど、冷静な行動を継続していただきますよう、是非ともお願いいたします。

令和2年4月14日

越前町長 内藤 俊三